

第2回 自治体職員との協働で困難事案に立ち向かう

公設事務所運営特別委員会 副委員長
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

押田 朋大 (63期)

1 はじめに

多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブ」という）では、日ごろから多数の債務整理のご依頼をいただいているところではあるが、近年単純に打ち合わせをして、書類を集めて裁判所に対して破産申立をするというだけでは解決ができないケースが増加している。

たとえば、債務整理中にさらに債務が増加するようなことは厳に避けられるべきことであるが、認知症の疑いがある方のケースや、精神障害、知的障害がある、もしくはこれが疑われる方のケースなどでは、そもそも金銭の管理状況が不全であり、既存の債務に対して介入したものの、既存債務の情報が正確でなく、新たに債務が発見されたり、弁護士が把握していないところで新たな債務が生じていたりすることも少なくない。

もちろん、受任時に新たに債務を増やすことのないようにという説明は十分行っているところではあるので、弁護士によっては辞任を選択するということもありうるところであろう。しかし、多摩パブは当会の公設事務所であり、またこうした方の司法アクセスの改善を設立理念のひとつとしているだけに、こうした困難ケースを安易に手放すわけにはいかない。

仮にこうしたケースについて手放さないで事件処理を進めるとしたら、判断能力の衰え、もしくは欠けていることにより金銭管理が不全となっているものであるから、成年後見申立を行って、金銭管理を安定させてから債務整理を行えばよい。しかし、現実にはそんなにうまくいかないケースも多い。本人が意思疎通をほとんどすることのできないケースは別として、意思を表示できるケースにおいては、後見申立

から入るケースを本人が忌避するケースもあり、本人の意思を無視して後見申立をするわけにはいかないからである。

2 対応ケースについて

今回は、こうしたケースの中から、当職が経験した事例をプライバシー保護の観点からやや改変したものを用意し、どのように対応してきたかをご紹介します。

受任のきっかけは、ある自治体の自立支援課（困窮者自立支援法にかかる業務を担当する部署）から、出張相談に来て欲しいという話があったことによる。

聞いたところによると、相談者は高齢男性。自宅に独居であるが、生活能力に限界があるのか、自宅はゴミだらけで、金銭管理もままならず、請求書類が家に散乱している。年金が一定程度あるため、生活保護を受けることはできない。地域包括支援センター（以下「地域包括」という）が関わっているものの、総じて支援には拒否的であり、今回なんとか弁護士に相談するというのを納得してもらったので、自宅まで出張相談に来てもらいたい、というものであった。

自立支援課の職員や地域包括の職員と自宅に訪問すると確かに自宅はゴミや脱ぎ散らかした衣服だけであり、座る場所を探すのにも一苦労するような状況であった。わたしの訪問前に自治体の職員が請求書を掘り起こしてくれたおかげで、ある程度債務の状況については理解できたが、相談者本人は日々の生活にかかる金銭の状況を把握できておらず、「家計は回しているし、借金の返済もできている」と述べた。しかし、地域包括からの情報では、年金支給日

直前には、ほとんど食事ができていないほど困窮しているであるとか、債務の増え方などからして、家計はマイナスになっていることは推測できる状況であった。

自宅は持ち家であり、本人が大切にしているペットの関係もあって、施設入所を含む転居は全く考えられないとご本人が述べていることから、自宅を売却して債務を弁済するとか、破産申立をするとかいうことはできうる限り避けなくてはならないところである。しかし、家計が安定しないどころか、実態の把握もできないのでは、任意整理が可能かどうか判断できない。もちろん、成年後見の申立や地域権利擁護事業（日常的な金銭管理を支援するもの）の導入、あるいは、自宅を売却して債務を整理することなども提案したが、予想された通り、そのいずれも本人によって拒否された。

そのため、わたしたちはさしあたり以下の方針を取ることにした。

- ① 相談者は、家計に必要な費用を残すことなく、請求書が来ると支払ったり支払わなかったりして、年金支給日の前になると金銭が枯渇し、食事もまともにとることができなくなるという事態になっていた。もちろん、生活に必要な費用まで返済に充てる必要ない旨説明するのであるが、それだけでは不十分であるので、弁護士が債務整理を受任し、既存債務への介入を図ることとし、本人が「請求が来たので支払った」などということがないようにする。
- ② 自治体職員（正確には自治体から委託を受けた団体の職員）が、困窮者自立支援のうち、家計改善支援事業の枠組みをつかって本人の家計の状況を見える化する。これは複数の自宅訪問も含め、本人のレシートをかき集めて家計を見える化する

という作業であり、とても弁護士自身が行うことは負担が大きすぎて困難な作業であるので、自治体側で担ってくれることは大いに助けになると思われた。

- ③ 地域包括の支援で介護認定を取得し、ヘルパーの導入を図るとともに、地域ケア会議において支援者の役割分担を行う。

3 まとめ

このように役割分担をしたものの、必ずしもうまくいったわけではなかった。本人が支援に拒否的であることに長らく変わりはなかったし、家計の見える化が難航したり、新たな債務が発見されたりすることも続いた。本人が周囲の心配をよそに自動車の運転を続け、自損事故を起こすようなこともあったため、自動車の運転は危険であるので、やめてもらうよう弁護士が本人と話し合うようなことも必要になった。一方で、ヘルパーが導入され、住環境は大幅に改善され、民生委員が見守りに参加してくれることになり、本人の見守り環境については改善されるなどの成果も見られた。

本件は本人の拒否もあり、後見申立などは進まなかったが、そのうちに本人の態度が軟化して首長による後見申立の準備が整えられていくに至った。必ずしもうまくいった事案ではないし、まだケースの途中であって、今もわたしも関係者もよい方法を模索している最中といったところではあるが、自治体職員との協働事件の一例として、本稿で紹介する次第である。